

～収入申告書提出における注意点～

※以下は、収入申告書提出時の注意点を抜粋したものです。詳細は、別紙『「収入申告書」の提出について』を必ずご確認ください。

※収入申告書の提出は必須です。提出がない場合、近傍同種家賃（法令で定める最高額の家賃）となります。必ず、期限内（6月28日必着）にご提出ください。

①②③は、全世帯提出が必要です！！

①収入申告書（クリーム色の用紙）

②入居者全員の住民票

（続柄の記載がある世帯全員のもの）

③令和6年度所得証明書

（源泉徴収票、年金振込通知書等不可）

（今年度から、収入を証明する書類を所得証明書に統一しました。18歳到達後最初の3月31日までの間にある未就労者を除き、原則世帯全員分の所得証明書の提出（※1）が必要です。）

※1 一部例外あり（詳細は別紙『「収入申告書」の提出について』をご覧ください。）

※今回提出いただく「収入申告書」は、令和7年度の家賃を決定するものです。収入が減少し、今年度中の家賃の変更が必要な場合は別途手続きが必要です。